

報告第5号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

(企画部関係)

1	専決年月日	令和6年4月2日
	相手方	豊川市在住の70代女性
	損害賠償の額	17,235円
	概要	令和5年11月20日午後0時10分頃、豊橋市大村町大賀里92番地先の県道において、職員の運転する自動車相手方の運転する自動車と接触し、当該自動車の一部が破損した。

(市民部関係)

1	専決年月日	令和6年3月22日
	相手方	豊川市在住の80代男性
	損害賠償の額	17,701円
	概要	令和5年11月28日午後2時30分頃、豊川市蔵子6丁目11番21の駐車場において、委託業務を行うため派遣された者の運転する自動車相手方の運転する自動車と接触し、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	令和6年3月18日
	相手方	大東建託パートナーズ株式会社
	損害賠償の額	189,536円
	概要	令和5年5月20日午後4時50分頃、豊川市中条町小松109番の駐車場において、消防団員の運転する自動車は相手方の所有するアパートの門灯及び銘板に接触し、当該門灯及び銘板が破損した。